

平成17年度地方債計画の概要

策定方針

平成17年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体が個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築を目指して、地域再生の推進、それぞれの地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくり、ICT（情報通信技術）を活用した住民サービスの向上と地域経済の活性化、災害等に強く安心安全な地域づくり等の当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定

総 額	1 5 兆 5 , 3 6 6 億円 (前年度 17兆4,843億円)	1 1 . 1 %
<うち通常分	9 兆 9 , 9 5 2 億円 (前年度 10兆6,919億円)	6.5% >
普通会計分	1 2 兆 2 , 6 1 9 億円 (前年度14兆1,448億円)	13.3%
通常分	6 兆 7 , 2 0 5 億円 (前年度 7兆3,524億円)	8.6%
特別分	5 兆 5 , 4 1 4 億円 (前年度 6兆7,924億円)	18.4%
臨時財政対策債	3 兆 2 , 2 3 1 億円 (前年度 4兆1,905億円)	23.1%
減税補てん債	5 , 5 8 3 億円 (前年度 8,019億円)	30.4%
財源対策債	1 兆 7 , 6 0 0 億円 (前年度 1兆8,000億円)	2.2%
公営企業会計等分	3 兆 2 , 7 4 7 億円 (前年度 3兆3,395億円)	1.9%

主な特色

臨時財政対策債の発行

臨時財政対策債の発行	3 兆 2 , 2 3 1 億円
------------	------------------

通常収支に係る地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行

地方単独事業の重点的・効率的な推進

地方単独事業については、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を重点的・効率的に推進できるよう、その所要額を確保

地域活性化事業の推進	4 , 8 8 1 億円
------------	--------------

地域の活性化に向けた喫緊の政策課題である循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤の整備を推進することとし、所要額を確保

合併特例事業の推進

11,000億円

「市町村の合併の特例に関する法律」の下における市町村合併を支援するため、合併重点支援地域において市町村が広域的に行う公共施設等の整備及び都道府県が行う交通基盤施設の整備並びに合併市町村におけるまちづくりを計画的に実施できるよう、合併特例事業債の計画額を大幅に増額

防災対策事業の推進

1,595億円

災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するため、防災システムのICT化などの防災基盤の整備及び公共施設等の耐震化を重点的に実施することとし、所要額を確保

地域再生事業の推進

8,000億円

地域経済の活性化及び地域雇用の創造を実現し地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方公共団体が事業を円滑に実施できるよう、所要額を確保

辺地及び過疎対策事業

過疎対策事業の確保

2,900億円

過疎地域の自立促進のための施策を計画的に推進することができるよう、ほぼ前年度並みの所要額を確保

地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保

公営企業借換債の大幅な拡大

2,000億円

公営企業借換債について資本費負担の著しく高い一定の公営企業に対する借換債（従来分）の利率要件を緩和するとともに、平成17年度の臨時特例分として、別途高金利の一定の公営企業債（公営公庫資金）について借換債を措置することとし、公営企業借換債の計画額を大幅に増額

上水道安全対策事業の推進

86億円（うち拡大分54億円）

自然災害による被害を軽減するために行う上水道安全対策事業を積極的に推進するため、所要額を確保

自治体病院の再編等への取組を支援

9億円

自治体病院が行う再編等医療提供体制を抜本的に見直す取組を支援するため、所要額を確保

交通事業のうち公営地下鉄事業について、公営企業債元金償還期間と減価償却期間との差により生じる構造的な資金不足を補うため、資本費平準化債を創設

なお、下水道事業のうち流域下水道事業等及び水道事業のうち簡易水道事業については、事業年度における一般会計繰出しに代えて、臨時的に公営企業債を措置

地方債資金の確保

地方分権の推進や財投改革の趣旨を踏まえ、公的資金の重点化・縮減を図りつつ、その所要額を確保

公的資金の縮減に対応し、民間等資金の円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債及び住民参加型ミニ市場公募地方債の発行を推進することとし、市場公募資金を計上

(単位：億円、%)

区 分	平成17年度計画額		平成16年度計画額		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
政 府 資 金	47,200	30.4	56,000	32.0	8,800	15.7
財政融資資金	35,400	22.8	37,000	21.2	1,600	4.3
郵政公社資金	11,800	7.6	19,000	10.9	7,200	37.9
〔郵便貯金資金〕	〔4,300〕	〔2.8〕	〔7,000〕	〔4.0〕	〔2,700〕	〔38.6〕
〔簡易生命保険資金〕	〔7,500〕	〔4.8〕	〔12,000〕	〔6.9〕	〔4,500〕	〔37.5〕
公 営 公 庫 資 金	15,330	9.9	16,140	9.2	810	5.0
公 的 資 金 計	62,530	40.2	72,140	41.3	9,610	13.3
民 間 等 資 金	92,836	59.8	102,703	58.7	9,867	9.6
市場公募	33,000	21.2	31,600	18.1	1,400	4.4
銀行等引受	59,836	38.5	71,103	40.7	11,267	15.8
合 計	155,366	100.0	174,843	100.0	19,477	11.1

(注) 「政府資金」とは、財政投融资計画の「財政融資」欄に「地方公共団体」に対する貸付けとして計上される資金を指す。

平成17年度市場公募地方債

地方分権や財投改革の進展に伴い、地方団体の自己責任による行財政運営が一層求められる中、市場原理に即した資金調達を推進する。

また、地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、住民参加型ミニ市場公募地方債の発行を推進する。

1. 地方債計画計上額

市場公募地方債 3兆3,000億円
(前年度 3兆1,600億円、4.4%増)

- (1) 全国型市場公募地方債 2兆9,700億円
(前年度 2兆8,600億円、3.8%増)
- (2) 住民参加型ミニ市場公募地方債 3,300億円
(前年度 3,000億円、10.0%増)

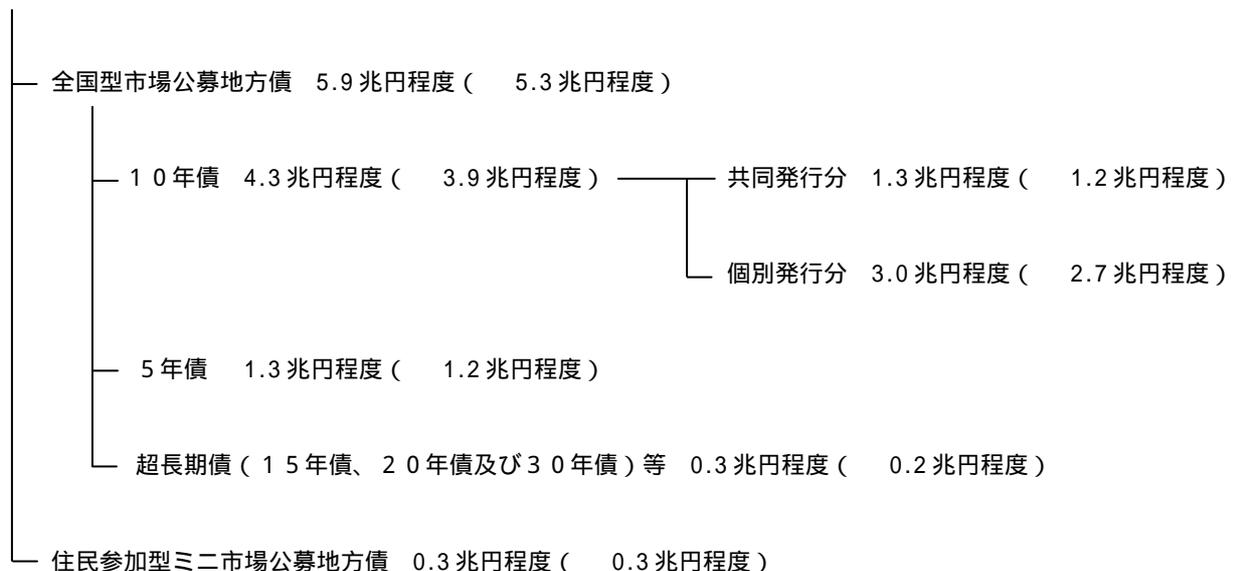
2. 全国型市場公募地方債発行団体の拡大

新たに鹿児島県及び静岡市の2団体が発行の予定 (全体で35団体)
(鹿児島県：400億円、静岡市：100億円の発行を予定)

<参考>

平成17年度市場公募地方債発行予定額 (借換分を含む)

合計 6.3兆円程度 (5.6兆円程度)



(注1) 上記数値は、表示単位未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注2) 上記の発行予定額が変更される可能性がある。

地域再生事業債及び財政健全化債

地方団体の円滑な財政運営に資するため、平成16年度に引き続き次の財政措置を講じる。

1 地域再生事業債

平成17年度計画額 8,000億円(前年度同額)

次のいずれかの要件を満たす地方団体については、通常の地方債の充当(充当率：都道府県70%・市町村75%)に加えさらに100%までの範囲内で地域再生事業債を充当することができることとし、地方単独事業に係る一般財源負担の軽減を図る。

地方財政計画の投資単独の対前年度比を勘案して定める額を上回って事業を実施する団体
全国の標準的な投資規模を勘案して定める額を上回って事業を実施する団体

2 財政健全化債

行財政改革の取組みに応じて措置

(平成15年度実績 4,500億円程度)

行財政改革の確実な取組みにより財政の健全化を図ろうとする地方団体は、その取組みにより将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲で財政健全化債を発行し、建設事業に係る一般財源負担部分に充当することができる。

財政健全化債の運用に当たっては、平成16年度に講じた措置()を、引き続き平成17年度においても行う。

()平成16年度に講じた措置

充当事業の拡大

- ・都市計画事業に係る市町村負担金
- ・地方単独道路事業について通常一般財源を充てている部分 など

発行可能額の拡大

- ・発行可能額の算出に当たり、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲を平成16年度に実施する健全化措置に関しては原則10年間に拡大(従来は原則5年間)。平成17年度に実施する健全化措置に関しても同様とする。

平成 17 年度公債費負担対策

1 公営企業借換債（公庫資金）の大幅な拡大

地方債計画計上額 2,000 億円

(1) 従来分（対象拡充） 1,000 億円

（対象団体）

資本費負担が著しく高い一定の公営企業

* 対象事業

上水道事業、工業用水道事業、都市高速鉄道事業、下水道事業

（対象債）

利率 6.0% 以上（ 7.0% 以上）の公営企業債（公営企業金融公庫資金）

(2) 臨時特例分（新規） 1,000 億円

上記従来分の借換えのほか、平成 17 年度の臨時特例措置として、利率 7.3% 以上の一定の公営企業債（公営企業金融公庫資金）について、借換枠を別途 1,000 億円確保。

2 高金利の地方債利子に対する特別交付税措置の拡充

(1) 従来分（拡充） 対象地方債残高 8,500 億円程度
(2,500 団体程度)

（対象団体）

次のいずれかに該当する地方団体

起債制限比率（3 か年平均）が全国平均以上

経常収支比率が全国平均以上

財政力指数（3 か年平均）が全国平均以下

（措置対象）

利率 7.0% 以上の普通会計の公的資金に係る地方債の利子のうち、利率 4.0%（ 5.0% ）を超える部分

(2) 重点措置分（新規） 対象地方債残高 6,000 億円程度
(830 団体程度)

（対象団体）

起債制限比率（3 か年平均）が全国平均以上かつ財政力指数（3 か年平均）が全国平均以下の市町村

（措置対象）

利率 4.0% 以上 7.0% 未満の普通会計の公的資金に係る地方債の利子

3 公債費負担の計画的な適正化に係る特別交付税措置

(対象団体)

起債制限比率が高い(14%以上等)ため、公債費負担適正化計画を策定し、財政構造の弾力化に取り組む市町村(250団体程度)

(措置対象)

公債費負担適正化計画の対象とされた地方債の利子等の一部

4 公的資金の借換えに伴う地方債措置

(対象団体)

公的資金の借換えにより公債費負担の平準化を図ることとする団体

(措置)

公的資金の借換えに伴い必要となる補償金を含め借換債を許可

地方公営企業関係施策

水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本整備の着実な整備を推進するとともに、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開を支援し、あわせて地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の一層の強化を図る。

1 公営企業債

地方債計画において、事業の実施状況等を踏まえ、公営企業債の所要額を確保。

平成17年度地方債計画計上額 3兆2,170億円

(主な事業)

- ・水道事業 5,476億円
- ・下水道事業 1兆5,961億円(うち資本費平準化債3,400億円)
- ・交通事業 3,758億円
- ・病院事業 3,115億円

2 公営企業繰出金

地方財政計画において、一般会計が地方公営企業に対して補助、出資等を行うことが適当とされる経費について、公営企業繰出金として所要額を計上。

平成17年度地方財政計画計上額 2兆8,700億円程度

3 新規施策の概要

- (1) 上水道安全対策事業の拡充 措置額(拡充分) 50億円程度
上水道安全対策事業のうち、単独事業として行われる災害対策の一般会計出資比率を引き上げるとともに、補助事業として行われる災害対策について新たに一般会計出資の対象とすることとし、併せて応急給水槽の整備について出資の対象に加えるなど、所要の地方財政措置を講じる。
- (2) 水道応急給水・応急復旧計画策定経費に対する措置 措置額 20億円程度
災害発生時において、飲料水、医療用水、生活用水等を迅速かつ的確に供給できるよう、応急給水・応急復旧計画を策定するための経費について、所要の地方財政措置を講じる。
- (3) 地下鉄事業における資本費平準化債の創設 地方債計画計上額 386億円
世代間負担の公平化を図る観点から、公営地下鉄事業における都市高速鉄道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うため、所要の地方債措置を講じる。

(4) 自治体病院の再編等への取組に対する措置 措置額 10億円程度
地域における医療ニーズの変化に的確に対応し、医療資源の効率的活用に資するため、自治体病院が、相互の連携・機能分担及び病床の合理化を一層推進し、その再編等医療提供体制を抜本的に見直す取組に対して、所要の地方財政措置を講じる。

(5) 下水道事業に係る財政措置の見直し

維持管理費に対する一般会計繰出金について、実績を踏まえた措置に見直す。また、経費が割高となる事業に対する高資本費対策について、使用料の適正化及び未だ整備が概成していない事業等への措置の重点化を図る観点から、使用料、資本費及び供用開始後年数に係る要件の見直しを図る。

併せて、世代間負担の公平化を図るための資本費平準化債について、所要の地方債措置を講じる。

4 公営企業借換債（公庫資金）の大幅な拡大（再掲）

地方債計画計上額 2,000億円

(1) 従来分（対象拡充） 1,000億円

（対象団体）

資本費負担が著しく高い一定の公営企業

* 対象事業

上水道事業、工業用水道事業、都市高速鉄道事業、下水道事業

（対象債）

利率6.0%以上（7.0%以上）の公営企業債（公営企業金融公庫資金）

(2) 臨時特例分（新規） 1,000億円

上記従来分の借換えのほか、平成17年度の臨時特例措置として、利率7.3%以上の一定の公営企業債（公営企業金融公庫資金）について、借換枠を別途1,000億円確保。